

## 令和 2 年度島根県企業誘致支援業務に関する企画提案 仕様書

## 1 事業名

島根県企業誘致支援業務委託事業

## 2 期間

契約締結の日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで

## 3 事業目的

本業務は、民間の営業経験を活かすことにより、行政の活動では接触が困難な企業の立地情報を収集し、島根県への企業誘致を促進するために実施する。

誘致対象業種や期待する企業の概要は、下表のとおりとする。（ただし、県内中小企業と競合する事業は誘致対象外）

誘致対象業種	誘致を期待する企業の概要	対象地域
製造業	高い技術力や競争力で島根県の産業の高度化に寄与し、雇用の増加や県内企業との取引拡大など、地域への波及効果の高い企業の誘致を期待する。	県内全域
ソフト産業※1	県内学校の新卒予定者や U I ターンの採用を見込める企業の誘致を期待する。	県内全域
専門系事務※2	求職者が求人数を上回っている専門系事務職場の企業誘致を期待する。特に、正社員比率の高い業態の企業誘致を期待する。	中山間地域※4
ソフト系 IT 産業※3	企業集積が進む一方、人手不足の状況もあることから、県外からの採用や、本社からの転勤等による人材確保が見込まれる企業の誘致を期待する。	松江市以外の市町村

※ 1 ソフト産業：ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、コールセンター業、シェアードサービス業、データセンター業、非破壊検査業、機械設計業、その他産業支援サービス業（知事が特に認める業種）

※ 2 専門系事務：ソフト産業のうち一定程度の事務処理能力、専門性を要する事務（インターネット附随サービス業、シェアードサービス業）

※ 3 ソフト系 IT 産業：ソフトウェア業

※ 4 中山間地域：別紙 1 - 2 「島根県企業誘致支援業務における中山間地域」のとおり

## 4 事業概要

(1) 企業誘致専門員（以下、「専門員」）及び企業誘致特任員（以下、「特任員」）の配置

専門員及び特任員を次頁表のとおり配置し、企業誘致に繋がる有益な情報を収集し、企業誘致活動で得た圏域や業界動向情報等を定期的に県に報告する。

また、当該企業と県との面会の場を設定する。

なお、本業務を専任で担当する社員の配置を期待するが、成果が見込まれる有効な提案であれば、他の業務との兼務者を専門員及び特任員として配置することも可能とする。

	活動圏域	人役	対象業種	誘致対象地域
専門員	首都圏	1人役以上	ソフト産業	県内全域
	中京圏	2人役以上	製造業 ソフト産業（IT産業除く）	
	近畿圏	1人役以上	製造業 ソフト産業（IT産業除く）	
特任員	首都圏 （萩・石見空港利用促進担当）	1人役以上	製造業	浜田市、益田市、大田市、 江津市、川本町、美郷町、 邑南町、津和野町、吉賀町
	首都圏 （中山間地域担当）	1人役以上	製造業	中山間地域
	近畿圏	1人役以上	製造業	
	山陽地区	1人役以上	製造業	

(2) 定期的な県との情報共有

専門員及び特任員の活動に対する評価等を年3回程度県に報告し、改善点について協議する。

(3) 企業立地セミナーの集客及び運営補助

県が主催する「企業立地セミナー」（年1回・100社程度）の集客及び運営補助

(4) 石見視察ツアー等の集客（特任員のみ）

県が主催する「石見視察ツアー」及び「中山間地域視察ツアー」（年10回・各10名程度参加）の集客

(5) その他、本事業の目的を達成するために効果的な事業の実施

## 5 企画提案書の内容について

(1) 企業誘致に繋がる情報収集業務に対する基本的な考え方

- ① 社内の実施体制
- ② 成果目標及びその考え方
- ③ 中山間地域に企業誘致を進めるための工夫

(2) 専門員及び特任員の配置並びに誘致活動に関すること

- ① 活動圏域別の誘致活動方針
- ② 専門員及び特任員の配置計画と確保方法（既に候補者がいる場合はその経歴等）
- ③ 専門員及び特任員の活動目標
- ④ 専門員及び特任員の育成方法

(3) 本事業の目的を達成するために効果的な事業に関する独自提案

(4) 類似事業についての実績

(5) 業務委託に要する見積価格

見積書を添付すること

## 6 その他留意事項

### (1) 委託費加算

誘致に繋がった有益な情報収集の実績等に応じて委託費を加算する。具体的な加算内容は、受託事業者決定後に、協議の上決定する。

### (2) 委託費に含む経費

人件費のほか、企業誘致専門員が企業誘致活動を行うにあたって必要とする次の経費を含めるものとする。

- ①交通費、出張旅費、宿泊費（県内視察及び石見視察ツアー等への同行旅費等を含む）
- ②各種セミナー、懇親会、会食参加費等
- ③図書・事務用品購入費
- ④通信運搬費（電話代、配送料等）
- ⑤その他企業誘致活動に必要と認められる経費